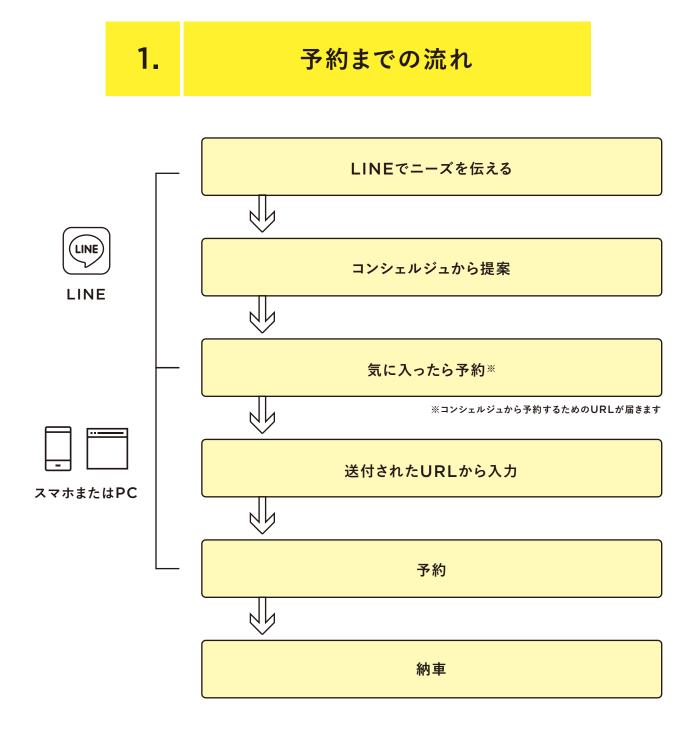
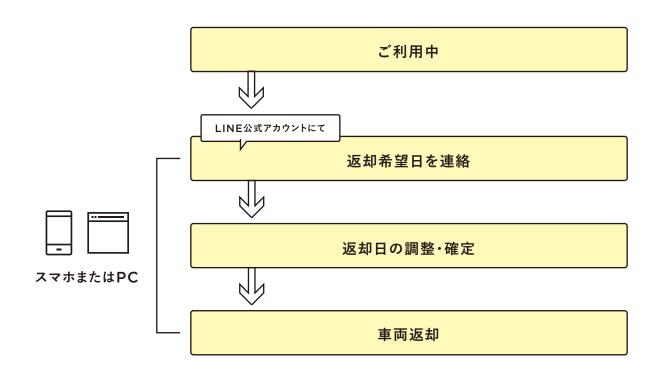
NORELマンスリープランご利用手順

LINE登録後の予約、貸し出し、返却までをご説明いたします。



2.

ご返却の流れ

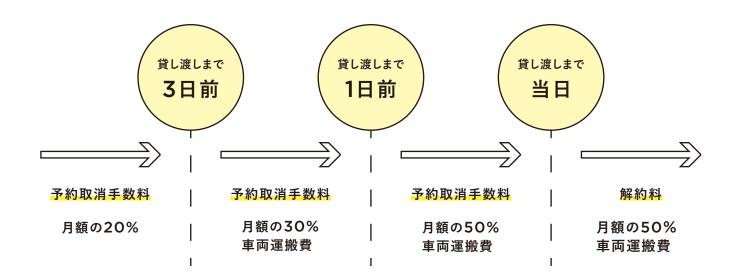


3.

予約時の注意事項

※車両引き渡し前の場合でも、キャンセルされる場合は予約・契約の取り消しに係る費用が発生します。

レンタカー提供車両 [30日~5ヶ月利用]



4. 契約更新のタイミングについて

最低利用期間は最短30日となり、30日毎で最大5ヶ月間の利用が可能となります。

営業所へ返却せずにご利用を終了される場合は、指定住所までの引き取りの手配をする都合から、車両返却1週間以上より前に車両返却手続きをお願いします。

引き取り希望日が休業日にあたる場合、当日の返却手続きはできません。 予め休業日をご確認の上、お早めに返却日時予約をお願いします。

5. 超過走行による追加精算

追加精算のご負担はございません。

6.

補償制度について

ご利用中の万が一の事故に備えて、下記の保険・補償額が利用料金の中に含まれています。 (実際のお支払い保険金については弊社と保険契約の締結を行っている保険会社の普通保険約款及び特約により判断されます。)

補償内容

対人補償	無制限(自賠責保険含む。免責0円)	
対物補償	無制限(免責0円)	
人身傷害	1名につき3,000万円まで	
車両補償	時価相当額(免責10万円)	

補償範囲

主な事故例	補償範囲
対車両の衝突・接触	0
歩行者・自動車・動物との衝突・接触	0
火災・爆発	0
盗難	0
台風・洪水・高潮・竜巻	0
落書き・いたずら・ガラス破損	0
飛来物・落下物との衝突	0
電柱・ガードレールとの衝突	0
あて逃げ	0
墜落・転落	0
地震・噴火・津波	×

突然のトラブルには保険に付帯されているロードサービスにてサポートされます。

サポート例



バッテリー上がり時の ジャンピング(有料)



ガス欠時のガソリン補給 (10リットルまで)(有料)



キー閉じ込み時のドア解錠



パンク時のスペアタイヤ交換

下記の場合、保険・補償の適用ができません。

- ・車両運転前にサービス会員登録された方以外による事故の場合
- ・事故現場から警察へ届出を怠った場合(事故証明書が取得できない場合)
- ・事故現場から当社への連絡を怠った場合
- ・当社の承諾無く相手側と示談した場合
- ・契約利用期間を無断延長した期間の事故
- ・運転中にシートベルト非着用による事故
- ・飲酒運転
- ·無免許運転
- ・定員オーバー走行時の事故
- ・車道以外を走行した場合の事故
- ・劣悪な使用方法により生じた損害
- ・各種テスト競技への使用や他車の牽引などに使用した場合
- ・お客様の所有、使用、管理する車両などとの当社車両の損害事故
- ・操作ミスによる故障
- ・車内装備の損害
- ・タイヤチェーン,スキーキャリアなどの装着品によりできた傷
- ・タイヤの損傷、パンクやホイールキャップの破損・紛失
- ・当社の契約約款の条項に違反して使用した場合
- ・その他保険約款の免責事項に該当する事故
- ・車両管理不行き届きによる被害事故
- ・車両管理不行き届きによる車両盗難損害

7. ご利用中の費用、車両返却後の原状回復について

ご利用中の事故や盗難等、またはお客様や同乗者の過失等により、 故障・汚損・臭気(タバコ・ペット類等)が発生し 車両の修理・清掃等が必要となった場合、修理や清掃等の程度・期間にかかわらず 原状回復に要する実費をご負担いただきます。

※レンタカー提供となる車両は、営業補償の一部として以下の補償金(NOC:ノンオペレーションチャージ)をご負担いただきます。 ※保険補償範囲を超えるレッカー代をご負担いただく場合があります

項目	内容	申受金額
事故返却	自走して当社に車両が返却された場合	NOC(2万円)
	その他上記以外の場合	NOC(5万円)
事故・キズ	通常使用による磨耗を除く損傷等	実費+NOC
汚損	煙草の臭いの除去	- 実費+NOC
	ペットの毛や臭いの除去	
	嘔吐された場合の清掃ならびに臭いの除去	
	ごみの回収	
紛失	フロアマット、その他車両の部品や備品	実費+NOC
破損	タイヤ・アルミホイール・ホイールキャップ	- 実費+NOC
	ナビ	
	内装	
バッテリー	ご利用中に発覚した場合、 またはご利用後に発覚した場合 (ライト消レ忘れなどの過失によるもの)	実費+NOC
混油	油種を間違えて給油された場合	実費+NOC
追加オプション	汚損・紛失・破損	実費

8. ご利用時の注意事項について

▲ 車内禁煙・ペット同乗はご遠慮下さい

車両返却後に別なお客様へ再提供することになった場合、過敏な方やアレルギーをお持ちの方への提供ができなくなることから禁止させていただきます

▲ 違法駐車にご注意ください

平成18年6月1日から放置駐車の取り締まりが強化されました。

- ・短時間の放置駐車も取締対象
- ・民間の駐車監視員が放置を確認

▲ キズをつけてしまった時やクルマの不具合

もし異常をみつけた場合は、速やかにコンシェルジュデスク (0120-355-018)へご連絡ください

▲ 事故を起こしてしまったら

負傷者がいる場合は、まず救急車を呼んでください。 その後ただちに警察およびコールセンター (0120-258-365※24時間受付)にご連絡ください。 ※ご連絡いただけない場合は

補償制度が適用できませんのでご注意下さい。